

山形県アルコール健康障害対策推進計画における 取組みについて(概要)

1 趣旨

- 本計画は、「アルコール健康障害対策基本法（平成 26 年 6 月施行）」及び「アルコール健康障害対策推進基本計画（平成 28 年 5 月策定）」を受け、本県におけるアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 31 年 4 月に策定したものの。

<計画概要>

- ・ 計画期間 令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間
- ・ 基本方針 「Ⅰ発生の予防」「Ⅱ進行の抑制」「Ⅲ再発の防止」の各段階に応じて 4 つの基本方針を設定
- ・ 重点課題（各重点課題について数値目標を設定）
 - （1）飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する
 - ① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合
 - ② 20 歳未満の者の飲酒割合
 - ③ 妊娠中の女性の飲酒割合
 - ④ 節度ある飲酒量の認知割合
 - （2）アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する
 - ① 国の要綱によるアルコール健康障害に関する相談拠点の設置
 - ② アルコール依存症の専門外来を設置する医療機関数
 - ③ 国の要綱によるアルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関の選定
- ・ 基本的施策 「Ⅰ発生の予防」「Ⅱ進行の抑制」「Ⅲ再発の防止」「Ⅳ基盤整備」

2 令和 2 年度の主な取組み、評価及び今後の推進方向

⇒ 資料 3 - 2、3 - 3 のとおり

山形県アルコール健康障害対策推進計画 重点課題に対応する評価指標の進捗状況

項	目	計画策定時 現状値	年度	直近値	年度	目標値	年度	備考
1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する								
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	男性	18.2%	H28	—	—	13.0%	R4	
	女性	8.0%	H28	—	—	6.4%	R4	
②20歳未満の者の飲酒割合	高校3年生の男子	—	—	—	—	0%	R4	
	高校4年生の女子	—	—	—	—	0%	R4	
③妊娠中の女性の飲酒割合		0.6%	H28	0.7%	R1	0%	R4	
④節度ある飲酒量の認知割合		55.8%	H28	—	—	100%	R4	
2 アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する								
①国の要綱によるアルコール健康障害に関する相談拠点の設置		—	—	1機関	R2	1機関	R5	R2.4.1から県精神保健福祉センターに設置
②アルコール依存症の専門外来を設置する医療機関数		7機関	H30	7機関	R2	10機関	R5	若宮病院、かみのやま病院、秋野病院、佐藤病院、山容病院、米沢こころの病院、三川病院
③国の要綱によるアルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関の選定		—	—	6機関	R2	1機関以上	R5	山形さくら町病院、若宮病院、かみのやま病院、秋野病院、佐藤病院、山容病院

山形県アルコール健康障害対策推進計画 関連施策の取組状況

資料 3 - 3

・基本的施策

(単位:千円)

施策の展開方向(主な取組み)	担当課	事業名	事業の内容	令和2年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額(当初)
I 発生の予防							
1 アルコール健康障害に関する啓発の推進							
(1)学校 小中高校及び大学・短大等における20歳未満の者の飲酒に伴うリスクの理解の促進 等							
①学校教育において、飲酒が心身に及ぼす影響等を正しく理解させ、適切な意思決定や行動選択ができる判断力と態度を育成。	教育庁スポーツ保健課	子どもの健康づくり連携事業費(生命をつなぐ教育関係)	①専門的立場である医師を学校に派遣し講演や研修会を実施することで、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会をつくる。また、学校と関係機関や保護者との連携を推進する。	①専門医を県内40校に派遣し、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会の創出を支援した。	①引き続き、医師や関係機関と連携し、学校教育における児童生徒の飲酒に係る適切な意思決定や行動選択ができる判断力と態度の育成を支援、推進していく。	①876 ② -	①925 ② -
②学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議や研修会において、心身に及ぼす影響や相談窓口等について周知。			②本県における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の効果的な指導方法等の検討・実施の取組みに対して支援を行い、薬物乱用防止教育等を推進する。	②喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の在り方などを検討する協議会を8月に実施。(薬物乱用防止教育に関わる研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催せず)	②引き続き、関係機関と連携し、学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議や研修会において、心身に及ぼす影響や相談窓口等について周知していく。		
大学生、短大生について、学校と連携し20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の啓発等正しい知識の普及啓発。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて大学等に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	-	-
(2)家庭 20歳未満の者の飲酒に伴うリスクを周知し、飲酒をさせないよう家庭において機運を醸成 成人の家族についてもアルコール健康障害に陥ることのないよう、互いに配慮し合う機運を醸成 等							
保護者や家庭の意識の高揚を図るなど、市町村、学校、医療機関、その他関係団体等と連携し、20歳未満の者に飲酒をさせない機運を醸成するよう環境整備を実施。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発を含む健康関連の普及啓発を行う。	・20歳未満の者に飲酒をさせない機運の醸成を図るため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、20歳未満の者に飲酒をさせない機運の醸成を図るため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	-	-
	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・県精神保健福祉センターにおいて、依存症に関するリーフレットを作成、配布し、普及啓発を行った。 ・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、JR山形駅東西自由通路及び各総合支庁ロビー等において、啓発パネル展示のイベントを開催した。また、県政テレビにおいてアルコール依存症について放送し、広く県民への啓発をおこなった。	・引き続き、県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	722	1,658
	教育庁スポーツ保健課	①子どもの健康づくり連携事業費(生命をつなぐ教育関係) ②薬物乱用防止教育推進事業費	①専門的立場である医師を学校に派遣し講演や研修会を実施することで、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会をつくる。また、学校と関係機関や保護者との連携を推進する。 ②本県における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の効果的な指導方法等の検討・実施の取組みに対して支援を行い、薬物乱用防止教育等を推進する。	①専門医を県内40校に派遣し、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会の創出を支援した。 ②1)喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の在り方などを検討する協議会を7月と1月に実施。2)教職員、警察、地域指導員、保健部局職員等の指導力向上を目的とした研修会を12月に開催し、約90名が参加。3)モデル校(高等学校2校)による実践研究。	・引き続き、医師や関係機関と連携し、学校教育における児童生徒の飲酒に係る適切な意思決定や行動選択ができる判断力と態度の育成を支援、推進していく。	①876 ②165	①925 ②358
家族がアルコール健康障害に陥ることのないよう、家庭において互いに配慮し合う機運を醸成するとともに多量飲酒等不適切な飲酒習慣について、家族が早期に気づき改善のきっかけとなるよう節度ある飲酒量について周知を徹底する。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発を含む健康関連の普及啓発を行う。	・家族がアルコール健康障害に陥ることのないよう節度ある飲酒について、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、家族がアルコール健康障害に陥ることのないよう節度ある飲酒について、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	-	-
	障がい福祉課(県精神保健福祉センター)	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・県精神保健福祉センターにおいて、依存症に関するリーフレットを作成、配布し、普及啓発を行った。 ・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、JR山形駅東西自由通路及び各総合支庁ロビー等において、啓発パネル展示のイベントを開催した。また、県政テレビにおいてアルコール依存症について放送し、広く県民への啓発をおこなった。	・引き続き、県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	722	1,658

施策の展開方向(主な取組み)	担当課	事業名	事業の内容	令和2年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額(当初)
(3)職場 健康経営の普及に併せたアルコールによる健康問題に関する啓発等							
県内の事業所に対し、アルコールによる健康問題に関する情報の普及啓発の促進を図り、過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化の予防につなげる。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)	・出前講座等 ・健康経営推進事業	・保健所が依頼を受けて企業の事業所に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。 ・健康経営セミナーの開催	・過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化予防を促進するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。 ・新型コロナの影響により健康経営セミナーが開催困難となったことから、従業員の健康の保持・増進に対する経営者の意識改革を促すため、健康経営の特別番組を放送した。	・引き続き、過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化予防を促進するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。 ・引き続き、従業員の健康の保持・増進に対する経営者の意識改革を促すため、健康経営セミナーを開催する。	70	70
職場や家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底など県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を年間を通じて実施。	消費生活・地域安全課	・交通安全総合対策費	・県民総ぐるみによる交通安全運動の展開	・職場や家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底など、県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を年間を通じて実施した。また、12月11日～12月20日の10日間、飲酒運転撲滅・冬道の交通事故防止強化旬間を実施し、飲酒運転を「しない、させない、許さない」の徹底を図った。	・引き続き、県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を実施していく。	7,702	7,873
職場、家庭に対する飲酒運転防止の声掛けを実施。	県警察交通企画課	—	—	・交通安全講話において、職場、家庭において飲酒運転防止を呼びかけるように啓発を実施した。	・引き続き、交通安全講話を通じて、職場、家庭において飲酒運転防止を呼びかける。	—	—
飲酒運転に係る刑罰・行政処分の広報を実施。	県警察交通企画課	—	—	・令和2年3月、飲酒運転の取締り状況に関するマスコミ広報を実施して、新聞報道された。	・令和3年度も、飲酒運転の現状について、タイムリーな広報を実施する。	—	—
(4)地域・県民 市町村との連携による推進体制の整備及び効果的な啓発 医療機関・その他関係団体等との連携によるアルコール健康障害についての正しい知識の普及啓発 性別・年齢・体質によって個人差のある「節度ある飲酒量」についての周知 飲酒運転防止の啓発等							
①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進							
飲酒に伴うリスク、アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発や、専門医療機関・自助グループ・相談機関等の支援に向けた情報の発信。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて、地域や企業に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・県精神保健福祉センターにおいて、依存症に関するリーフレットを作成、配布し、普及啓発を行った。 ・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、JR山形駅東西自由通路及び各総合支庁ロビー等において、啓発パネル展示のイベントを開催した。また、県政テレビにおいてアルコール依存症について放送し、広く県民への啓発をおこなった。	・引き続き、県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	722	1,658
妊娠中及び出産後の女性の飲酒に伴うリスクについて正しい知識の普及啓発。	子ども家庭支援課	・妊娠・出産・子育て安心生活応援事業費	・母子保健コーディネーターの養成	・妊娠・出産・子育て期にわたる支援を実施する子育て世代包括支援センターに配置される母子保健コーディネーターを対象に人材育成研修を年2回開催した。延べ95名受講し、支援体制の強化を図った。	・引き続き、母子保健コーディネーター人材育成研修を実施し、妊娠中及び出産後の女性の飲酒に伴うリスクについて正しい知識の普及啓発を図っていく。	820 の一部	1218 の一部
アルコール関連問題啓発週間に集中的な広報活動を実施し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を強化。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発をはじめとした健康関連の普及啓発を行う。	・不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、JR山形駅東西自由通路及び各総合支庁ロビー等において、啓発パネル展示のイベントを開催した。また、県政テレビにおいてアルコール依存症について放送し、広く県民への啓発をおこなった。	・引き続き、県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	722	1,658
一人ひとりのリスクに応じた、不適切な飲酒防止に向けた取組みを強化。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発をはじめとした健康関連の普及啓発を行う。	・不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
職場や家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底など県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を年間を通じて実施。	消費生活・地域安全課			再掲(I-1-(3))			
職場、家庭に対する飲酒運転防止の声掛けを実施。	県警察交通企画課			再掲(I-1-(3))			
飲酒運転に係る刑罰・行政処分の広報を実施。	県警察交通企画課			再掲(I-1-(3))			

施策の展開方向(主な取組み)	担当課	事業名	事業の内容	令和2年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額(当初)
②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進							
飲酒に伴うリスク、アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発や、専門医療機関・自助グループ・相談機関等の支援に向けた情報の発信。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)			再掲(Ⅰ-1-(4)-①)			
	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)			再掲(Ⅰ-1-(4)-①)			
アルコール関連問題啓発週間に集中的な広報活動を実施し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を強化。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)			再掲(Ⅰ-1-(4)-①)			
	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)			再掲(Ⅰ-1-(4)-①)			
③地方公共団体、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組							
リスクの高まる傾向のある者の特徴など対象に合わせた効果的な啓発活動を実施。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
アルコール関連問題啓発週間に集中的な広報活動を実施し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を強化。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)			再掲(Ⅰ-1-(4)-①、②)			
	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)			再掲(Ⅰ-1-(4)-①、②)			
2 不適切な飲酒の誘引の防止 20歳未満の者への酒類販売・提供をなくすための事業者向けの啓発活動の強化 飲食業者に対する指導・取締りの徹底、街頭補導活動の強化 等							
20歳未満の者への酒類販売防止の徹底について、事業者向けの啓発活動を強化。	女性・若者活躍推進課	・青少年健全育成活動推進事業費	・令和2年度「青少年のための環境づくり懇談会」の開催と「青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項」の作成(山形県青少年育成県民会議事業・事務局・若者活躍男女共同参画課)	・各業界の事業者や関係機関等が参集する「青少年のための環境づくり懇談会」を開催し、未成年者への酒類販売防止等の徹底を含めた青少年を取り巻く社会環境の浄化に向けた、「青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項」を作成・配布し、関係事業者へ再度、働きかけを行った。	・引き続き、各種会議等を通じて、関係事業者へお客の年齢確認の徹底等を促すなど、未成年者への酒類販売・提供防止について協力を呼び掛けていく。	6,541 の一部	7,332 の一部
	県警察人身安全少年課	—	—	・健全育成のための懇談会に参加し、業界団体とともに年齢確認を徹底するなどの申し合わせ事項を確認した。	・引き続き、左記取組を徹底する。	—	—
20歳未満の者の飲酒の誘引を防止する環境の整備するため、指導・取締りを徹底。	県警察生活安全企画課	—	—	・令和元年中、スナックやバーなどの風俗営業管理者等延べ127名に対し、年間7回に渡って開催した管理者講習を通じ、18歳未満の者の営業所への立入禁止と20歳未満の者への酒類提供の禁止について指導した。	・引き続き、風俗営業管理者等に対し、管理者講習を通じながら、18歳未満の者の営業所への立入禁止と20歳未満の者への酒類提供の禁止について継続的に指導していく。	—	—
	県警察人身安全少年課	—	—	・少年警察ボランティア等とともに店舗を巡回し、協力依頼するとともに、20歳未満の者に酒類を販売した事業者に指導した。	・引き続き、左記取組を徹底する。	—	—
20歳未満の者の飲酒行為に対する街頭補導活動の強化。	県警察人身安全少年課	—	—	・令和元年中、飲酒で46人を補導した。	・引き続き、左記取組を徹底する。	—	—
II 進行の抑制							
1 健康診断等からの早期改善指導 市町村等が実施する特定保健指導において適切な指導ができるよう担当者を対象とした研修会の実施 相談支援の担当者等に屋いする早期改善指導・早期支援のための手法に関する情報提供 等							
特定保健指導の担当者を対象とした研修会等を実施し、飲酒による健康障害に関するハイリスク者へ適切な保健指導を実施できるよう支援。	がん対策・健康長寿日本一推進課	—	—	・特定健診の結果に基づき、適切な保健指導を実施できるよう、特定保健指導従事者研修会を開催した。	・引き続き、特定健診の結果に基づき、適切な保健指導を実施できるよう、特定保健指導従事者研修会を開催する。	—	—

施策の展開方向(主な取組み)	担当課	事業名	事業の内容	令和2年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和2年度決算額	令和3年度予算額(当初)
保健指導、相談支援に携わる関係者に対し、AUDIT、SBIRTS等について情報提供する。	がん対策・健康長寿日本一推進課	—	—	・早期の保健指導、相談支援へとつながるよう、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、早期の保健指導、相談支援へとつながるよう、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
	障がい福祉課	・依存症患者回復支援事業	・県内における依存症治療・相談対応体制の強化を図る。	・県精神保健センター、保健所、専門医療機関の職員が、依存症対策全国拠点機関が主催する指導者養成研修を受講した。	・引き続き、専門研修への関係機関の参加を促し、人材育成を図っていく。	722	1,658
2 アルコール健康障害に係る医療の充実等 アルコール依存症の疑いのある者を内科等の一般診療科の医療機関から専門医療機関へつなげるための連携体制の構築等							
内科等の一般診療所の医療機関に対し、アルコール依存症や専門医療機関等に関する情報提供を行い、依存症者が早期治療につながるための連携体制を構築。	障がい福祉課 (県精神保健福祉センター、保健所)	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・令和2年2月10日に選定した山形県依存症専門医療機関(6医療機関)について、県ホームページ等により周知を行った。	・引き続き、一般診療所等に対し、アルコール依存症や専門医療機関等に関する情報提供を行う。	722	1,658
国の基準を満たす県内の専門医療機関を早期に選定し、その周知等、受診につながる環境を整備する。	障がい福祉課	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・令和2年2月10日に選定した山形県依存症専門医療機関(6医療機関)について、県ホームページ等により周知を行った。	・引き続き、専門医療機関について周知するとともに、連絡会議の開催等により、情報交換や連携を行う。	722	1,658
県内医療機関に対し、国等が実施するアルコール依存症に関する医療従事者向けの研修への積極的な参加を促し医療提供体制の充実を図る。	障がい福祉課	・依存症患者回復支援事業	・県内における依存症治療・相談対応体制の強化を図る。	・依存症対策全国拠点機関で開催される指導者研修等を案内し、医療機関から担当職員が参加した。	・引き続き、専門研修への関係機関の参加を促し、人材育成を図っていく。	722	1,658
アルコール依存症患者及びその家族が早期に支援機関につながり回復支援を受けられるよう、支援体制の構築に努める。	障がい福祉課 (県精神保健福祉センター、保健所)	・依存症患者回復支援事業	・患者家族に対し、依存症の知識と本人への援助方法の学習機会を提供することで本人・家族の回復を支援する。 ・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・R2年4月から、県精神保健福祉センターに依存症相談支援拠点を設置した。 ・県精神保健福祉センターにおいて、依存症相談会(年10回)、家族ミーティング(年44回)を実施した。また、依存症に関するリーフレットを作成、配布し普及啓発を行った。	・引き続き、県精神保健センター及び各保健所において、相談を受けていく。	722	1,658
3 アルコール健康障害に関連して飲酒運転をした者に対する対応等							
(1) 飲酒運転をした者に対する指導 運転免許取消処分者講習における再発防止指導に併せた相談窓口等に関する情報提供等							
アルコール依存症の相談窓口や専門医療機関に関する情報提供を行う等連携を強化していく。	県警察運転免許課	—	—	・山形県精神保健福祉センターから提供されるパンフレット(うつ、自殺等の関連性や支援団体、医療機関名について記載)を各人に一枚ずつ説明して配付している。	・引き続き、左パンフレットの配布していく。	—	—
飲酒運転をした者及びその家族から相談があった際には医療機関の受診や自助グループの紹介を行う等必要な支援を行う。	障がい福祉課 (県精神保健福祉センター、保健所)	—	—	・県精神保健センター及び各保健所において、相談に応じた。	・引き続き、県精神保健センター及び各保健所において、相談を受けていく。	—	—
支援者等を対象に、アルコール関連問題に関する専門知識や対処法等の普及を図る。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発を含む健康関連の普及啓発を行う。	・アルコール関連問題に関する専門知識や対処法等の普及を図るため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、アルコール関連問題に関する専門知識や対処法等の普及を図るため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
(2) 暴力・虐待・自殺未遂をした者に対する対応 アルコール依存症が疑われる者による事案発生時の警察と県精神保健福祉センター・保健所の連携による対応等							
消防、市町村、医療機関等の関係機関との連携を強化し、早期支援につながるよう対応。	障がい福祉課 (県精神保健福祉センター、保健所)	—	—	・県精神保健センター及び各保健所において、相談に応じた。	・引き続き、県精神保健センター及び各保健所において、相談を受けていく。	—	—
	県警察生活安全企画課	—	—	・泥酔又は酩酊状態で保護した者がアルコール依存症の疑いがある場合、本人や家族に対して、保健所等に相談するように助言指導している。 ・自殺未遂事案にあつては、自殺の再企図防止のため、本人や家族から同意が得られた場合、個人に関する情報を保健所に提供している。	・引き続き、関係機関と連携を強化し、アルコール依存者等の早期支援につながるような取組みを実施していく。	—	—
	県警察人身安全少年課	—	—	・保健所等関係機関の職員と顔の見える良好な関係作りに努め、有事の際の連携を強化することができた。	・今後も継続して関係機関と連携しながら対応していく。	—	—

施策の展開方向(主な取組み)		担当課	事業名	事業の内容	令和2年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額(当初)
	自殺防止の観点から、精神疾患等を抱えている人や家族に対し相談対応や事例検討、家庭訪問等の継続的な支援を行う。	地域福祉推進課(保健所)	・地域自殺対策強化事業費	・地域における自殺対策の推進	・各保健所において、対面、訪問、電話による相談を実施し、必要に応じて事例検討を行い、継続的な支援を行ったほか、各地域ごとに市町村など関係機関が参集し、専門家らの助言を受ける地域自殺対策推進検討会を開催した。	・引き続き相談活動を実施するとともに、地域における自殺対策を推進するための関係機関を集めた検討会等を開催していく。	287	577
	自殺予防週間や自殺対策強化月間において、アルコール依存症と自殺の関連、相談窓口の周知を集中実施する。	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)	—	—	・保健所において、週間・月間に合わせて、パンフレットの配置や資料展示、街頭キャンペーン等を行い、相談窓口について普及啓発を行った。	・アルコールと自殺の関連についての啓発を強化していく。	—	—
		地域福祉推進課(保健所)	・地域自殺対策強化事業費(再掲)	・地域における自殺対策の推進	・自殺予防週間や自殺対策強化月間において、「全国こころの健康相談統一ダイヤル」といった相談窓口を各種メディア(ラジオ、テレビ、広報誌等)で周知したほか、大手コンビニチェーンでポスター掲示するなど集中的な広報を実施した。	・引き続き各種メディアや様々な機会を通して、効果的な広報活動を実施していく。	503	646
	支援者等を対象に、アルコール関連問題に関する専門知識や対処法の普及を図る。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)			再掲(Ⅱ-3-(1))			
4 相談支援等 相談窓口における専門医療機関や自助グループの紹介、相談体制強化に向けた相談拠点の整備等								
	県精神保健センターや保健所において相談を受けた際は専門医療機関や自助グループ等を紹介する等回復に向けた支援を行う。	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)	—	—	・県精神保健福祉センター及び保健所において相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、相談支援を行っていく。	—	—
	依存症に関する相談体制を強化するため県精神保健福祉センターを相談拠点として整備する	障がい福祉課(県精神保健福祉センター)	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・R2年4月から、県精神保健福祉センターに依存症相談支援拠点を設置した。	・県精神保健福祉センターを相談拠点とし、引き続き家族ミーティング等の事業を実施していく。	722	1,658
	依存症に関する相談体制を強化するため、身近な相談支援機関として、専門医療機関や自助グループ等の関係期間と協働し、支援体制を構築する。	障がい福祉課(保健所)	—	—	・県精神保健福祉センター及び保健所において相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、相談支援を行っていく。	—	—
	各保健所を身近な相談支援機関として、専門医療機関や自助グループの関係機関と協働し、地域の実情に応じた支援体制の構築を務める。	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)	—	—	・県精神保健福祉センター及び保健所において相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、相談支援を行っていく。	—	—
	関係機関と協力し、県民に対しアルコール健康障害に関する相談窓口について広く周知する。	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)	—	—	・県ホームページ等により、相談窓口について周知した。	・引き続き、相談窓口の周知を行っていく。	—	—
	地域の専門医療機関、自助グループの情報を最新に保ち相談者や関係機関への迅速な情報提供や周知を行う。	障がい福祉課(県精神保健福祉センター)	—	—	・相談者の状況に応じ、関係機関についての情報提供等を行った。 ・研修会等で関係機関に対して自助グループについての情報提供を行った。	・引き続き、適切な情報提供を行っていく。	—	—
	地域でアルコール関連問題に対応する市町村や関係機関の担当者の資質向上を図るため、精神科医師等による事例を基にした助言や関係者の情報交換等による技術的支援を行う。	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)	—	—	・県精神保健福祉センター及び保健所において、困難な問題を抱える事例のケース検討会等により、市町村や関係機関への助言や技術的支援を行った。	・引き続き、市町村や関係機関への助言や技術的支援を行っていく。	—	—

施策の展開方向(主な取組み)	担当課	事業名	事業の内容	令和2年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額(当初)
Ⅲ 再発の防止							
1 社会復帰の支援							
(1)アルコール依存症からの回復支援 専門医療機関や自助グループとの連携による回復支援体制の整備、依存症患者やその家族を対象とした相談会等の開催等							
本人及びその家族が切れ目なく回復支援を受けることができるよう、継続した回復支援体制の整備を図る。	障がい福祉課 (県精神保健福祉センター、保健所)	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・県精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉センターと専門医療機関との連携を推進するため、依存症相談員担当者検討会を開催し、連携事業のあり方について協議した。 ・令和2年度において、依存症対策連携推進会議は開催しなかった。	・専門医療機関と相談拠点が相互連携できる体制づくりを行う。 ・年1回程度、連携推進会議を開催し、支援体制の整備につなげていく。	722	1,658
アルコール家族ミーティング等を開催し、本人及びその家族を支援する。	障がい福祉課 (県精神保健福祉センター)	・依存症患者回復支援事業	・患者家族に対し、依存症の知識と本人への援助方法の学習機会を提供することで本人・家族の回復を支援する。	・県精神保健福祉センターにおいて、アルコール家族ミーティングを開催した。(実施回数44回、延184名参加)	・引き続き、家族ミーティングの開催による本人及び家族支援を行っていく。	722	1,658
アルコール依存症の治療、回復支援に関する社会資源の情報収集し、回復支援につなげていく。	障がい福祉課 (保健所)	—	—	・相談者の状況に応じ、自助グループについての情報提供等を行った。	・引き続き、自助グループへの橋渡しを積極的に行っていく。	—	—
(2)就労及び復職の支援 就労支援機関との連携による社会復帰のための相談支援体制の整備							
就労を含めた相談支援体制を整備する。	雇用・コロナ失業対策課	・離転職者職業訓練事業費	・離転職者の早期再就職や障がい者の就業を支援するための職業訓練の実施	・再就職を希望する離転職者及び障がい者の就業に向け、民間教育機関や事業所等に委託して職業訓練を実施。【訓練者数：530名(離転職者)、20名(障がい者)】	・アルコール健康障害のあった方を含む求職者が早期就職に結びくよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、ニーズに合った職業訓練を実施していく。	174,053	243,382
2 民間支援団体の活動に対する支援 自助グループの役割や有効性の周知、自助グループの活動の活性化に向けた支援等							
県内の自助グループについて周知するとともに、回復者やその家族の体験談を発信すること等により、アルコール依存症の回復における自助グループの役割や有効性を啓発する。	障がい福祉課 (県精神保健福祉センター、保健所)	・依存症患者回復支援事業	・医療機関や自助グループ等関係機関と連携した、回復支援体制の整備を図る。	・県政テレビにおいてアルコール依存症について放送する中で、回復者の体験談を話していただき、啓発につなげた。	・引き続き、自助グループと連携し、有効性の周知を図っていく。	722	1,658
自助グループとの連携及び協働の推進や自助グループの活動活性化を支援する具体的方策の検討を行う。	障がい福祉課 (県精神保健福祉センター、保健所)	・依存症患者回復支援事業	・医療機関や自助グループ等関係機関と連携した、回復支援体制の整備を図る。	・県精神保健福祉センターにおいて、自助グループが主催する行事への協力を行った。	・引き続き自助グループと連携し、活動活性化を支援する。	722	1,658
アルコール依存症に関する相談を受けた場合に、本人及びその家族等を自助グループにつなげられるよう、自助グループに関する情報提供や橋渡しを行う。	障がい福祉課 (県精神保健福祉センター、保健所)	—	—	・相談者の状況に応じ、自助グループについての情報提供等を行った。	・引き続き、自助グループへの橋渡しを積極的に行っていく。	—	—
Ⅳ 基盤整備							
1 人材の育成・確保等 医学生・看護学生を対象にしたアルコール健康障害に関する効果的な教育の推進、地域の「健康づくりリーダー」や職場の「健康経営リーダー」をアルコール健康障害についての正しい知識の普及啓発も担う人材として養成、市町村や関係機関との連携による施策の有効的な展開に向けた体制整備等							
医学生や看護学生等を対象とするアルコール健康障害に関する効果的な教育を推進するため、学校や関係機関に対し協力を依頼する。	健康福祉企画課	—	—	・実施しなかった。	・関係機関と連携して、実施について検討していく。	—	—
不適切な飲酒による健康障害や節度ある飲酒等についての正しい知識の普及啓発を担うことができる人材を養成する。	がん対策・健康長寿日本一推進課	・健康経営推進事業	・健康経営セミナーの開催	・新型コロナウイルスの影響により健康経営セミナーが開催困難となったことから、従業員の健康の保持・増進に対する経営者の意識改革を促すため、健康経営の特別番組を放送した。	・引き続き、従業員の健康の保持・増進に対する経営者の意識改革を促すため、健康経営セミナーを開催する。	70	70
①学校教育において、飲酒が心身に及ぼす影響等を正しく理解させ、適切な意思決定や行動選択ができる判断力と態度を育成。 ②学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議や研修会において、心身に及ぼす影響や相談窓口等について周知。	教育庁スポーツ保健課	—	—	再掲(Ⅰ-1-(1))	—	—	—
飲酒による健康障害に関するハイリスク者へ適切な保健指導を実施できるよう支援。	がん対策・健康長寿日本一推進課	—	—	再掲(Ⅱ-1)	—	—	—

施策の展開方向(主な取組み)		担当課	事業名	事業の内容	令和2年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額(当初)
	支援者を対象に、アルコール関連問題に関する専門知識や対処法等の普及を図る。	がん対策・健康長寿日本一推進課(保健所)			再掲(Ⅱ-3-(1))			
	地域でアルコール関連問題に対応する市町村や関係機関の担当者の資質向上を図るため、精神科医師等による事例を基にした助言や関係者の情報交換等による技術的支援を行う。	障がい福祉課(県精神保健福祉センター、保健所)			再掲(Ⅱ-4)			
	今後の人材確保を図り、市町村や関係機関との連携による施策の有効な展開に向けた体制整備。	健康福祉企画課	—	—	・実施しなかった。	市町村や関係機関との連携体制について検討していく。	—	—
2 調査研究の推進等 アルコール健康問題の実態を把握するために必要な調査研究の実施 等								
	20歳未満の者の飲酒状況に関する調査やアルコール依存症の疑いがある者の実態に関する調査等、アルコール関連問題の実態を把握するために必要な調査研究について、関係機関と連携し実施する。	健康福祉企画課	—	—	・調査研究については、実施しなかった。	・関係機関と連携して、実施について検討していく。	—	—
		がん対策・健康長寿日本一推進課	・県民健康・栄養調査	・県民の生活習慣の実態調査を行い、健康づくり施策に活用	・令和2年度に調査する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に調査を延期した。	・令和3年度に調査を実施する予定。	0	7,619
		障がい福祉課	—	—	・調査研究については、実施しなかった。	・関係機関と連携して、実施について検討していく。	—	—